2021年1月18日

## 企業会計基準適用指針公開草案第 71 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2019年7月4日)を次のように改正する(改正部分に 下線を付している。)。

「MX在りしている。)。	
公開草案	現行
企業会計基準適用指針第 31 号	企業会計基準適用指針第 31 号
時価の算定に関する会計基準の適用指	時価の算定に関する会計基準の適用指
針	金十
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	12
2019 年 7 月 4 日	2019 年 7 月 4 日
改正 20XX 年 XX 月 XX 日	企業会計基準委員会
企業会計基準委員会	
適用指針	適用指針
~~,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
Ⅲ.時価の算定	Ⅲ.時価の算定
3. その他の取扱い	3. その他の取扱い
(投資信託の時価の算定に関する取扱い)	
投資信託財産が金融商品である投資信託の取扱い	
24-2. 投資信託財産が金融商品である投資信託(契約型及び会社型	(新 設)
の双方の形態を含む。以下同じ。) について、市場における取引	
価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求(以下合わせて「解約	
等」という。) に関して市場参加者からリスクの対価を求められ	
るほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価とする。ただし、	

公開草案	現行
会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定	
された価格の利用を妨げるものではない。	
24-3. 投資信託財産が金融商品である投資信託について、市場にお	(新 設)
ける取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者から	
リスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合、次のい	
ずれかに該当するときは、基準価額を時価とみなすことができ	
<u>る。</u>	
(1) 当該投資信託の財務諸表が国際財務報告基準 (IFRS) 又は	
米国会計基準に従い作成されている場合	
(2) 当該投資信託の財務諸表が IFRS 及び米国会計基準以外の	
会計基準に従い作成され、当該会計基準における時価の算定	
に関する定めが IFRS 第 13 号「公正価値測定」又は Accounting	
Standards Codification (米国財務会計基準審議会 (FASB)	
による会計基準のコード化体系)の Topic 820「公正価値測	
定」と概ね同等であると判断される場合	
(3) 当該投資信託の投資信託財産について、一般社団法人投資	
信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する	
規則」に従い評価が行われている場合	
24-4. 前項における「解約等に関して市場参加者からリスクの対価	(新 設)
を求められるほどの重要な制限がある場合」には、例えば、次の	
ような制限のみがある場合は該当しない。	
(1) 条件が満たされる蓋然性が低い条件付きの解約制限(金融	
商品取引所等の取引停止などやむを得ない事情がある場合に	

公開草案	現行
のみ、一部解約等を制限する場合など)	
(2) 解約に応じる投資信託委託会社の事務手続の便宜のための	
最低解約額の設定	
(3) 解約可能日が定期的に設定されており、その間隔が短い(例	
<u>えば、1 か月程度)もの</u>	
24-5. また、海外の法令に基づいて設定される投資信託(以下「海	(新 設)
外の投資信託」という。) に対して第24-3項の取扱いを適用する	
際、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い (通常	
は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性	
も考慮する。)場合に限り、基準価額を時価とみなすことができ	
<u> </u>	
24-6. 第24-2 項の取扱いを適用し、基準価額を時価とする場合、解	(新 設)
約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの	
重要な制限がなく、当該基準価額で解約できることで、第三者か	
ら入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものである	
と判断することができる(第 18 項参照)。	
また、第 24-3 項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなす	
場合、第 24-3 項(1)から(3)のいずれかに該当することで、第三	
者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたもので	
あると判断することができる(第 18 項参照)。	
24-7. 本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託について	(新 設)
は、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に	
関する適用指針」(以下「金融商品時価開示適用指針」という。)	

公開草案	現行
第 5-2 項に定める事項を注記しないこととし、その場合、他の金	
融商品における金融商品時価開示適用指針第 5-2 項(1)の注記に	
併せて、次の内容を注記する。なお、連結財務諸表において注記	
<u>している場合には、個別財務諸表において記載することを要しな</u>	
<u> </u>	
<u>(1)</u> 本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用しており、金融商品時	
<u>価開示適用指針第5-2項に定める事項を注記していない旨</u>	
(2) 本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託の貸借	
対照表計上額の合計額	
(3) (2)の合計額に重要性がない場合を除き、(2)の期首残高か	
ら期末残高への調整表	
調整表を作成するにあたっては、以下を区別して示す。	
① 当期の損益に計上した額及びその損益計算書における	
<u>科目</u>	
② 当期のその他の包括利益に計上した額及びその包括利	
<u>益計算書における科目</u>	
③ 購入、売却及び償還のそれぞれの額(ただし、これら	
の額の純額を示すこともできる。)	
④ これまで本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用してお	
らず、当期に本適用指針第24-3項の取扱いを適用するこ	
ととした額及びこれまで本適用指針第 24-3 項の取扱い	
を適用していたものの、当期に本適用指針第24-3項の取	
扱いを適用しないこととした額	

公開草案	現行
	2011
また、①に定める当期の損益に計上した額のうち貸借対照	
表日において保有する投資信託の評価損益及びその損益計算	
書における科目を注記する。	
(4) (2)の合計額に重要性がない場合を除き、(2)の時価算定日	
における解約等に関する制限の内容ごとの内訳	
解約等に関する制限の内容が異なる投資信託を複数保有し	
ている場合、本適用指針第24-3項の取扱いを適用するとした	
判断の前提となった解約等に関する制限の内容が類似する投	
資信託ごとに集計したうえで、当該投資信託の貸借対照表計	
上額の合計額に重要性があるものを対象として、解約等に関	
する制限の主な内容及び貸借対照表計上額の合計額を注記す	
<u>ることができる。</u>	
投資信託財産が不動産である投資信託の取扱い	
24-8. 投資信託財産が不動産である投資信託(契約型及び会社型の	(新 設)
双方の形態を含む。以下同じ。) について、市場における取引価	
格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対	
価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価と	
する。ただし、会計基準における時価の定義を満たす、他の算定	
方法により算定された価格の利用を妨げるものではない。	
24-9. 投資信託財産が不動産である投資信託について、市場におけ	(新 設)
る取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリ	
スクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合、基準価額	
を時価とみなすことができる。	

公開草案	現行
	(新 設)
24-10. 第 24-8 項の取扱いを適用し、基準価額を時価とする場合、	
解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほど	
の重要な制限がなく、当該基準価額で解約できることで、第三者	
から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであ	
<u>ると判断することができる(第 18 項参照)。</u>	
また、前項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなす場合、	
第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたも	
のであるとの判断は要しない (第18項参照)。	
24-11. 本適用指針第 24-9 項の取扱いを適用した投資信託について	(新 設)
は、金融商品時価開示適用指針第5-2項に定める事項を注記しな	
いこととし、その場合、他の金融商品における金融商品時価開示	
適用指針第 5-2 項(1)の注記に併せて、次の内容を注記する。な	
お、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表	
において記載することを要しない。	
(1) 本適用指針第24-9項の取扱いを適用しており、金融商品時	
価開示適用指針第5-2項に定める事項を注記していない旨	
(2) 本適用指針第 24-9 項の取扱いを適用した投資信託の貸借	
対照表計上額の合計額	
(3) (2)の合計額に重要性がない場合を除き、(2)の期首残高か	
ら期末残高への調整表	
調整表を作成するにあたっては、本適用指針第 24-7 項(3)	
と同様とし、「本適用指針第 24-3 項」は「本適用指針第 24-9	
項」と読み替えるものとする。	

公開草案	現行
投資信託財産が金融商品である投資信託及び投資信託財産が不動	
産である投資信託の共通の取扱い	
24-12. 投資信託財産が金融商品と不動産の両方を含む場合、投資信	(新 設)
託財産が金融商品である投資信託又は投資信託財産が不動産で	
ある投資信託のどちらの取扱いを適用するかは、投資信託財産に	
含まれる主要な資産等によって判断する。	
24-13. 投資信託財産が不動産の信託に係る受益権である場合は、信	(新 設)
託財産たる不動産そのものが投資信託財産であるのと同様に取	
<u>り扱う。</u>	
24-14. 投資信託の解約等を行う際に投資家が負担する信託財産留	(新 設)
保額は、投資信託の時価の算定上の調整項目に含めない。	
(貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価	
の注記に関する取扱い)	
24-15. 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資	(新 設)
(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会	
計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)第132	
項及び第308項)については、金融商品時価開示適用指針第4項	
(1)に定める事項の注記を要しないこととし、その場合、他の金	
融商品における金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)の注記に併	
せて、次の内容を注記する。なお、連結財務諸表において注記し	
ている場合には、個別財務諸表において記載することを要しな	
<u> </u>	
(1) 本項の取扱いを適用しており、金融商品時価開示適用指針	

V BB #F/#	ri⊒ ./→
公開草案	現行
第4項(1)に定める事項を注記していない旨	
(2) 本項の取扱いを適用した組合等への出資の貸借対照表計上	
額の合計額	
N: HELEY	
Ⅳ. 適用時期等	Ⅳ. 適用時期等
1. 適用時期	1. 適用時期
25. 2019 年公表の本適用指針 (以下「2019 年適用指針」という。)	25. 本適用指針の適用時期等は、会計基準と同様とする。
の適用時期等は、会計基準と同様とする。	
25-2. 20XX 年改正の本適用指針(以下「20XX 年改正適用指針」とい	(新 設)
う。) は、2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年	
度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適	
<u>用する。</u>	
25-3. 前項の定めにかかわらず、2021年4月1日以後開始する連結	(新 設)
会計年度及び事業年度の期首から 20XX 年改正適用指針を適用す	
<u>ることができる。</u>	
2. 経過措置	2. 経過措置
26. (削 除)	26. 前項の定めにかかわらず、投資信託の時価の算定に関する検討
	には、関係者との協議等に、一定の期間が必要と考えられるため、
	会計基準公表後概ね1年をかけて検討を行うこととし、その後、
	投資信託に関する取扱いを改正する際に、当該改正に関する適用
	時期を定めることとする。当該改正を行うまでの間は、会計基準
	の公表に伴う 2019 年 7 月 4 日改正の直前の日本公認会計士協会
	会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以

公開草案	現行
	下「金融商品実務指針」という。)第62項の取扱いを踏襲し、投資信託の時価は、取引所の終値若しくは気配値又は業界団体が公表する基準価格が存在する場合には当該価格とし、当該価格が存在しない場合には投資信託委託会社が公表する基準価格、ブローカーから入手する評価価格又は情報ベンダーから入手する評価価格とすることができる。 また、当該経過措置を適用した投資信託について、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(以下「金融商品時価開示適用指針」という。)第5-2項の注記は要しない。当該注記を行わない場合、当該投資信託について、その旨及び貸借対照表計上額を金融商品時価開示適用指針第5-2
27. (削 除)	項(1)の注記に併せて注記する。  27. 第25項の定めにかかわらず、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資(金融商品実務指針第132項及び第308項)の時価の注記については、一定の検討を要するため、前項に定める投資信託に関する取扱いを改正する際に取扱いを明らかにすることとし、それまでの間は金融商品時価開示適用指針第4項(1)の注記を要しない。当該注記を行わない場合、当該組合等への出資について、その旨及び貸借対照表計上額を金融商品時価開示適用指針第4項(1)の注記に併せて注記する。
27-2. 20XX 年改正適用指針の適用初年度においては、20XX 年改正適 用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用する。この	(新 設)
場合、その変更の内容について注記する。	

公開草案	現行
27-3. 20XX 年改正適用指針を年度末の連結財務諸表及び個別財務諸	(新 設)
表から適用する場合には、20XX 年改正適用指針の適用初年度にお	
<u>ける第 24-7 項(3)及び第 24-11 項(3)の注記を省略することがで</u>	
きる。また、この場合、適用初年度の翌年度においては、第24-7	
項(3)及び第24-11項(3)の連結財務諸表及び個別財務諸表に併せ	
て表示される前連結会計年度及び前事業年度に関する注記を要	
<u>しない。</u>	
結論の背景	結論の背景
経緯	経緯
29. 当委員会は、時価の算定に関する会計基準を定めるため、2019	29. 当委員会は、時価の算定に関する会計基準を定めるため、2019
年7月に会計基準を公表し、併せて <u>2019年</u> 適用指針を公表した。	年7月に会計基準を公表し、併せて <u>本</u> 適用指針を公表した。
29-2. 日本公認会計士協会における 2019 年 7 月 4 日の改正の直前の	(新 設)
金融商品実務指針第62項の取扱いでは、投資信託の時価は、取	
引所の終値若しくは気配値又は業界団体が公表する基準価格が	
存在する場合には当該価格とし、当該価格が存在しない場合には	
投資信託委託会社が公表する基準価格、ブローカーから入手する	
評価価格又は情報ベンダーから入手する評価価格とすることが	
できるとされていた。2019年適用指針においては、投資信託の時	
価の算定については、関係者との協議等に一定の期間が必要と考	
えられるため、会計基準公表後概ね1年をかけて検討を行うこと	
<u>とした。</u>	

	wp /-
公開草案	現行
20XX 年改正適用指針では、投資信託の時価の算定について、投	
資信託財産が会計基準の対象に含まれる金融商品である投資信	
託及び投資信託財産が会計基準の対象に含まれない不動産であ	
る投資信託に区分したうえで審議を行い、その結果を今般公開草	
案として公表することとした。	
また、投資信託の時価の算定を検討するにあたっては、現状で	
は多様な取扱いがなされている市場価格のない投資信託財産が	
不動産である投資信託の貸借対照表価額を時価に統一するか否	
かについても検討を行っている (第49-8項及び第49-9項参照)。	
29-3. また、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への	(新 設)
出資については、時価を把握することが極めて困難と認められる	
ことを理由に時価の注記を行っていないケースが従来みられて	
いるが、2019年適用指針においては、一定の検討を要するため、	
前項の投資信託に関する取扱いを改正する際に取扱いを明らか	
にすることとしていた。20XX 年改正適用指針においては、貸借対	
照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注	
記に関する取扱いについて審議を行い、その結果を公開草案とし	
<u>て公表することとした。</u>	
I. 時価の算定	I. 時価の算定
1. 呵呵少弃た	I. 时叫♥クffに
3. その他の取扱い	3. その他の取扱い
(投資信託の時価の算定に関する取扱い)	
投資信託財産が金融商品である投資信託の取扱い	
President and the second secon	

公開草案	現行
49-2. 会計基準第 5 項に定める時価の定義により、金融商品取引所	(新 設)
等の市場に上場している投資信託で市場における取引価格が存	
在する場合、通常は当該価格が時価になると考えられる。	
また、市場における取引価格が存在せず、一般に基準価額によ	
<u>る解約等が主要な清算手段となっている投資信託については、投</u>	
資信託の購入及び解約等の際の基準となる基準価額を出口価格	
として取り扱うことができると考え、投資信託について、市場に	
おける取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者か	
らリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準	
価額も時価となることを示した(本適用指針第24-2項参照)。	
なお、本適用指針第29-2項に記載の金融商品実務指針第62項	
においては、投資信託の定義は定められておらず、契約型又は会	
<u>社型のいずれの形態を指すのかが必ずしも明らかではなかった</u>	
が、本適用指針では両者を含むことを明らかにした。また、基準	
価格という用語を、一般社団法人投資信託協会が定める規則に合	
わせ基準価額という用語に変更しているが、内容の変更を意図す	
<u>るものではない。</u>	
49-3. 一方、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関	(新 設)
して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制	
限がある場合は、第4項(1)に定める時価を算定する際に考慮す	
る資産の特性に該当し、基準価額を基礎として時価を算定する場	
合には何らかの調整が必要になるものと考えられる。	
ここで、基準価額に対して調整を行うことを求めた場合、投資	

公開草案	現行
信託が業種を問わず広く保有されていることを踏まえると、その	
影響も広範囲にわたることが予想され、実務的な対応に困難を伴	
うことが想定される。	
そのため、投資信託財産が金融商品である投資信託の解約等に	
関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な	
制限がある場合、当該投資信託を構成する個々の投資信託財産の	
評価について、会計基準と整合する評価基準が用いられていると	
考えられる場合に、基準価額を時価とみなすことができるとした	
_(第 24-3 項参照)。_	
49-4. また、解約等に関する制限がある場合において、それが市場	(新 設)
参加者からリスクの対価を求められるほどの重要性があるか否	
かの判断が困難であることが懸念されたため、解約等に関して市	
場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限があ	
る場合に該当しない例を示すこととした(第24-4項参照)。	
49-5. このほか、海外の投資信託については情報の入手が困難であ	(新 設)
る可能性があることを踏まえ、時価の算定日と基準価額の算定日	
との間の期間が短い(通常は1か月程度と考えられるが、投資信	
託財産の流動性などの特性も考慮する。)場合に限り、基準価額	
を時価とみなすことができるとした (第24-5項参照)。	
49-6. なお、基準価額は投資信託委託会社等が公表するものであり、	(新 設)
第 18 項に定める第三者から入手した相場価格に該当するため、	
会計基準に従って算定されたものであると判断する必要がある。	
第24-2項又は第24-3項の取扱いを適用する場合、それを適用す	

公開草案	現行
るための要件を満たすことをもって、当該判断ができると考えら	
れるため、第 43 項に例示した手続によらないことができること	
とした(第 24-6 項参照)。	
49-7. 本適用指針第24-3項の取扱いを適用した場合、基準価額に対	(新 設)
して解約等に関する制限に起因する所定の調整はなされないた	
め、調整を行った場合に利用するインプットのレベルについても	
把握されない。このような状況において会計基準第 12 項に従っ	
て分類された時価のレベルごとの内訳に、インプットのレベルが	
把握されず、他の金融商品とは別のルールによってレベルの分類	
を行った時価が混在すると、財務諸表利用者にとって有用な情報	
とならないものと考えられるため、時価のレベルごとの内訳等に	
関する事項を注記しないこととした。	
一方で、本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用するものについ	
ては、仮に会計基準第 12 項に従って時価のレベルを分類した場	
合、レベル3に該当することが多いと考えられるため、金融商品	
時価開示適用指針第 5-2 項(4)②に準じた注記を求めることとし	
<u>t.</u>	
そのほか、当該取扱いを適用している投資信託が財務諸表に及	
ぼす影響について理解するために最低限必要とされる情報を提	
供するため、本適用指針第 24-7 項に定める事項を注記すること	
とした。当該注記は他の金融商品における金融商品時価開示適用	
指針第 5-2 項(1)の注記に併せて記載することとしており、金融	
商品時価開示適用指針第 5-2 項(1)の注記と同様に、連結財務諸	

公開草案	現行
表において注記している場合には、個別財務諸表において記載す	2517
ることを要しないこととした。	
なお、解約等に関する制限の内容ごとに投資信託の貸借対照表	
計上額を集計したうえで注記することができるとしているが(本	
適用指針第24-7項参照)、ある投資信託について、複数の種類の	
解約等に関する制限がある場合、コストと便益を考慮し、最も重	
要な解約等に関する制限の内容を特定したうえで、当該制限の内	
容に基づき集計することも認められると考えられる。	
投資信託財産が不動産である投資信託の取扱い	
49-8. 市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託につい	   (新 設)
ては、投資信託財産が不動産である投資信託に関する特段の定め	(49) (42)
がないことに起因し、実務上、会計処理に多様性が生じており、	
次のケースが識別されている。	
(1) 時価をもって貸借対照表価額としているケース	
(2) 時価を把握することが極めて困難と認められることを理由	
に取得原価をもって貸借対照表価額としているケース	
49-9. ここで、会計基準において時価のレベルに関する概念を取り	(新 設)
入れ、たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であって	
も、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用	
いて時価を算定することとしているため、このような時価の考え	
方の下では、時価を把握することが極めて困難と認められる有価	
証券は想定されないとしており(企業会計基準第 10 号「金融商	
品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)第81-2	

or File Marks	and for
公開草案	現行
項)、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、そ	
れを時価とはしないとする市場価格のない株式等を除き、時価を	
もって貸借対照表価額とすることとしている。	
また、投資信託財産が不動産である投資信託であったとして	
も、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様に通常は金融	
投資目的で保有される金融資産であると考えられ、時価をもって	
貸借対照表価額とすることは、財務諸表利用者に対する有用な財	
務情報の提供につながるものと考えられる。	
これらを踏まえ、市場価格のない投資信託財産が不動産である	
投資信託について、経過措置として金融商品実務指針第 62 項の	
取扱いを踏襲した本適用指針第26項を削除し、金融商品会計基	
準に従い、時価をもって貸借対照表価額とすることで会計処理を	
統一することとした。	
49-10. ここで、第 49-2 項は、投資信託財産が不動産である投資信	(新 設)
託についても同様であるため、市場における取引価格が存在せ	
ず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求めら	
れるほどの重要な制限がない場合、基準価額も時価となることを	
示した (第24-8項参照)。	
49-11. また、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関	(新 設)
して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制	
限がある場合は、基準価額に何らかの調整が必要になるものと考	
えられる。この点、第 49-3 項と同様の理由により、基準価額を	
時価とみなすことができるとした (第24-9項参照)。	

Λ. HB. ++* <i>c</i> b.	7F./-
公開草案	現行
なお、投資信託財産である不動産については、時価の算定が会	
計基準の対象に含まれないことから、当該投資信託を構成する	
個々の投資信託財産の評価について会計基準と整合する評価基	
<u>準が用いられている等の要件は設けないこととした。</u>	
49-12. 投資信託財産が金融商品である投資信託と同様の理由で(第	(新 設)
49-6 項参照)、第 24-8 項の取扱いを適用する場合、それを適用す	
るための要件を満たすことをもって、第三者から入手した相場価	
格が会計基準に従って算定されたものであると判断することが	
できることとした。	
また、基準価額を時価として用いる場合には、当該基準価額の	
適切性を確認することになるが、第 24-9 項の取扱いを適用する	
場合、投資信託財産である不動産の時価の算定が会計基準の対象	
に含まれないことから、投資信託財産の評価が会計基準に基づい	
ているか否かを確認することにより、基準価額が会計基準に従っ	
て算定されたものであるか否かを判断することが困難であるこ	
とが考えられる。したがって、そのような手続までは求めないこ	
ととした(第 24-10 項参照)。	
49-13. 第 24-9 項の取扱いを適用した場合、第 49-7 項と同様の理由	(新 設)
で、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないことと	
し、第 24-11 項に定める事項を注記することとした。また、第 49-7	
項と同様に、連結財務諸表において注記している場合には、個別	
財務諸表において記載することを要しないこととした。	
なお、第49-11項のとおり、投資信託財産である不動産につい	

公開草案	現行
ては、時価の算定が会計基準の対象に含まれないことから、投資	
信託財産が金融商品である投資信託における第 24-7 項と同様に	
解約等に関する制限の内容の注記を求めたとしても、会計基準と	
<u>の差異を理解するための有用な情報にはならないと考えられる。</u>	
したがって、解約等に関する制限の内容の注記は求めないことと	
<u>した。</u>	
投資信託財産が金融商品である投資信託及び投資信託財産が不動	
産である投資信託の共通の取扱い	
49-14. 投資信託財産が金融商品と不動産の両方を含む場合、投資信	(新 設)
託財産が金融商品である投資信託又は投資信託財産が不動産で	
ある投資信託のどちらの取扱いを適用するか、企業が実態に合わ	
せて判断することが必要となるため、投資信託財産に含まれる主	
要な資産等によって判断することとした(第24-12項参照)。	
49-15. 投資信託の解約等を行う際に、基準価額から所定の信託財産	(新 設)
留保額を控除することが定められている場合がある。	
信託財産留保額は、投資信託における将来に発生することが見	
込まれる取引又は管理等にかかる費用に充当するために、投資信	
託財産内に留保されることとされている。このような性格を踏ま	
え、第4項(5)に定める売却に要する付随費用と考えられるため、	
投資信託の時価の算定上の調整項目に含めないこととした(第	
24-14 項参照)。	
(貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価	
の注記に関する取扱い)	

公開草案	現行
49-16. 組合等への出資は金融資産であるため、金融商品会計基準で	(新 設)
は、従来から金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)に定める時価	
の注記を求めているが、時価を把握することが極めて困難と認め	
<u>られることを理由に時価の注記を行っていないケースもみられ</u>	
<u>**</u>	
ここで、組合等への出資の会計処理については、有価証券とは	
異なり時価をもって貸借対照表価額とすることは求めておらず、	
<u>次の方法のいずれかにより会計処理することとされている(金融</u>	
商品実務指針第308項)。	
(1) 貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を純額	
で取り込む方法	
(2) 貸借対照表について持分相当額を純額で、損益計算書につ	
いては損益項目の持分相当額を計上する方法	
(3) 組合財産のうち持分割合に相当する部分を出資者の資産及	
び負債として貸借対照表に計上し、損益計算書についても同	
様に処理する方法	
49-17. 現状ではこれらの会計処理の使い分けの状況は必ずしも明	(新 設)
らかではない可能性があるため、どのようなケースで時価の注記	
を求めるかについては、どのようなケースで時価をもって貸借対	
照表価額とすることが必要であるかと併せて検討する必要があ	
<u>ると考えられる。したがって、会計処理について今後の検討課題</u>	
であることを認識したうえで、20XX 年改正適用指針においては、	
貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資につ	

公開草案	現行
いて、時価の注記を要しないこととした(第24-15項参照)。	

## Ⅱ.適用時期等

### 1. 適用時期

49-18. 会計基準は 2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び 事業年度の期首から適用されること、及び 20XX 年改正適用指針 による場合、企業にとって追加的な作業を要すると考えられるも のの一定の実務への配慮を行っていることから、20XX 年改正適用 指針は、2022 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年 度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適 用することとした (第 25-2 項参照)。

# Ⅱ.適用時期等

(新 設)

## 2. 経過措置

50. 2019 年適用指針の公開草案(企業会計基準適用指針公開草案第63 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」をいう。以下同じ。)では、第三者から入手した相場価格の利用にあたっては、第18項の定めを適用するために一定の準備期間を要すると考えられたため、原則的な適用時期からさらに1年間の準備期間を設け、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する経過措置を提案していた。当該経過措置については、会計基準の適用時期をその公開草案(企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準(案)」)における提案から変更したことに伴い、2019年適用指針の原則的な適用時期を2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度からと変

#### 1. 経過措置

50. 本適用指針の公開草案(企業会計基準適用指針公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」をいう。以下同じ。)では、第三者から入手した相場価格の利用にあたっては、第18項の定めを適用するために一定の準備期間を要すると考えられたため、原則的な適用時期からさらに1年間の準備期間を設け、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する経過措置を提案していた。当該経過措置については、会計基準の適用時期をその公開草案(企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準(案)」)における提案から変更したことに伴い、本適用指針の原則的な適用時期を2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度からと変更したこと

公開草案	現行
更したことから、削除している。	から、削除している。
51. (削除)	51. 投資信託の時価の算定に関して、本適用指針の公開草案では、
	2019年7月4日改正の直前の金融商品実務指針の取扱いを踏襲し
	たうえで、金融商品時価開示適用指針第 5-2 項の注記を前提に、
	便宜的な時価のレベルの分類を定めることを提案していた。
	こうした提案に対して、公開草案に寄せられたコメントでは、
	便宜的な時価のレベルの分類は、会計実務上の混乱を生じさせる
	<u>おそれがあるため投資信託の時価の算定に関する取扱いが改正</u>
	されるまでは時価のレベルの分類及び開示を延期すべきである
	との意見や、国際的な会計基準と異なる結果となる可能性があり
	国際的な整合性を図るという基本的な方針に反するとの意見が
	聞かれたため、投資信託の時価の算定に関する取扱いが改正され
	るまでは、本適用指針第 26 項の経過措置を適用した投資信託に
	ついて、金融商品時価開示適用指針第 5-2 項の注記は不要とした
	(本適用指針第 26 項参照)。
52. (削 除)	52. 企業会計基準公開草案第65号「金融商品に関する会計基準(案)」
	(以下「金融商品会計基準案」という。) 第 19 項では、民法上の
	組合等の構成資産が主に市場価格のない株式等である場合につ
	いて、民法上の組合等への出資金を市場価格のない株式等に含め
	<u>ることを提案していた。この提案に対し、民法上の組合等への出</u>
	資金の会計処理は金融商品実務指針第132項で定められており、
	時価をもって貸借対照表価額とすることは求められていないた
	め、金融商品会計基準案第 19 項を修正すべきとの意見が聞かれ

公開草案	現行
	た。こうした意見を踏まえ、民法上の組合等への出資金を市場価
	格のない株式等から除くものの、その構成資産が主に市場価格の
	ない株式等である場合について、金融商品時価開示適用指針第4
	項(1)の注記は不要とすることも検討した。しかしながら、その
	後の審議において、組合等への出資の時価の算定に関して、時価
	<u>の算定対象が出資そのものなのか構成要素なのかが不明確であ</u>
	り投資信託と同様の論点が生じ得るとの意見が聞かれた。そのた
	め、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資に
	ついても、投資信託の取扱いを改正する際(本適用指針第 26 項
	参照)に取扱いを明らかにすることとし、それまでの間は金融商
	品時価開示適用指針第 4 項(1)の注記を不要とした(本適用指針
	<u>第 27 項参照)。</u>
53. 20XX 年改正適用指針の適用初年度においては、会計基準第 19	(新 設)
項の適用初年度の経過措置における取扱いに合わせ、20XX 年改正	
適用指針が定める新たな会計方針(会計基準の定める時価を新た	
に算定する場合や取得原価をもって貸借対照表価額としていた	
ものから時価をもって貸借対照表価額とする場合など)を将来に	
わたって適用し、その変更の内容について注記することとした	
_(第 27-2 項参照)。_	

以上